

大熊町民の皆さんへ

(再:お知らせ)

2018年4月以降における個人さまの避難・帰宅等にかかる費用の賠償のお取り扱いについて

2019年8月

東京電力ホールディングス株式会社

福島原子力補償相談室

いわき補償相談センター

弊社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」）により、被害を受けられた皆さまはもとより、広く社会の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

かねてよりご案内のとおり、個人さまの避難・帰宅等にかかる費用の賠償につきましては、原則として2018年3月までを賠償対象期間とさせていただいておりますが、「一時立入にともなう移動費用」「検査受診にともなう移動費用」「その他の移動費用（例：同一世帯内での移動費用）」につきましては、2018年4月以降もお支払いの対象とさせていただいておりますので、改めて、以下のとおりお知らせいたします。

ご不明な点等がございましたら、弊社福島原子力補償相談室（0120-926-404）までご連絡いただきますようよろしくお願ひいたします。

2018年4月以降も賠償を継続している項目について

(1) ご請求いただける方

弊社事故発生時点における生活の本拠が大熊町にあった方

(2) ご請求いただける費用

① 一時立入にともなう移動費用

自治体が主催する一時立入に参加、または自ら一時立入を行うためにご負担された移動費用

※弊社事故発生時点における生活の本拠が、避難指示が継続している区域にあった方が対象となります。

※避難指示が解除された大熊町の居住制限区域または避難指示解除準備区域に生活の本拠があった方におかれでは、原則として、2019年4月10日の避難指示解除から1年間につきましては、必要かつ合理的な範囲でお支払いさせていただきます。なお、やむを得ない理由により、避難指示解除から1年経過した以降に当該費用のご負担を余儀なくされた場合につきましては、ご事情をお伺いさせていただきます。

② 検査受診にともなう移動費用

福島県による「県民健康調査」にて健康診断や放射線検査を受診された際にご負担された移動費用

③ その他の移動費用（例：同一世帯内での移動費用）

やむを得ない理由により、①、②以外にも移動費用のご負担を余儀なくされた場合には、ご事情をお伺いさせていただきます。

（3）ご提出いただく証明書類

ご請求にあたっては、原則、費用をご負担された事実が確認できる証明書類のご提出が必要となります。ご請求いただくまでの間、大切に保管いただきますようお願いいたします。なお、ご提出いただいた証明書類やご請求書類に記載いただいた内容について弊社から問い合わせをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

＜ご提出いただく証明書類＞

ご提出いただく費用	証明書類
①一時立入にともなう移動費用	・領収書
②検査受診にともなう移動費用	・健康診断の受診または放射線検査の受検を証明する書類（コピー可） ・領収書
③その他の移動費用	・費用をご負担された事実（理由・経緯および金額）が確認できる証明書類 例）同一世帯内での移動費用のご負担を余儀なくされた場合、住居が異なることが確認できる証明書類および領収書等

※ご負担された交通費、宿泊費の実費を確認させていただくため、原則として領収書をご提出ください（ただし、交通費について、領収書の取得が困難な電車・バスによる近距離の移動や、自家用車をご利用された場合を除きます）。

※証明書類についてご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡いただけますようお願いいたします。

（4）ご請求方法

ご請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。ご請求対象期間は原則3ヶ月単位とし、実際にご負担された費用について必要かつ合理的な範囲でお支払いさせていただきます。

（5）その他

やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いいたします。

以上、ご不明な点等がございましたら、弊社社員がしっかりとご説明させていただきますので、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

[お問い合わせ先]

東京電力ホールディングス株式会社

福島原子力補償相談室

電話：0120-926-404

受付時間／9:00～19:00(月～金(除く休祝日))
9:00～17:00(土・日・休祝日)